

令和7年8月15日  
交通政策局港湾振興課

## 万代テラスにおける港湾環境整備計画を認定しました

万代島地区の港湾緑地の一部である「万代テラス」における、港湾法第51条第1項に規定する港湾環境整備計画を本日認定しましたのでお知らせします。

(本制度※の活用は神戸市・大阪市に続き全国で3例目となります)

### 1 港湾環境整備計画制度によって認定を受ける者

株式会社ピーエイ（本店所在地：福島県双葉郡楢葉町、代表取締役：加藤博敏）

〔施設は株式会社ピーエイが100%出資する株式会社ピーエイインカネイト新潟  
(本店所在地：新潟市中央区)が運営〕

### 2 認定する区域

新潟市中央区万代3丁目2526番22（地番の全部）

〃 2526番6（地番の一部）

面積：全体7,560.23m<sup>2</sup> うち事業対象5,381.23m<sup>2</sup>

### 3 認定する期間（事業期間）

令和7年（2025年）8月15日～令和37年（2055年）3月31日

### 4 事業計画

株式会社ピーエイが万代テラスを約30年間借受け、賑わい施設（バーベキュー施設、サウナ施設、テナント施設、周遊船・遊漁船ポート等）を新たに設置運営するとともに、各種イベント等を開催して日常的な賑わいを創出する。また、花壇やベンチなどの休憩スペース等の整備を行うとともに、緑地の維持管理等を行う。

(R8 先行オープンイメージ)



(R10 グランドオープンイメージ)



※港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）とは、令和4年12月の港湾法改正において新設された制度。港湾緑地において、民間事業者が収益施設を整備しその収益を緑地の維持管理等に還元することを条件に、行政財産の長期貸付を可能とする制度。

本件についてのお問い合わせ先  
港湾振興課 石井（内線3450）  
児玉（内線3460）  
電話：025-280-5452（直通）